

五	四	三	二	一	課長	高	課

連絡報第六一一二號

昭和二十四年五月十九日
連絡課

陸軍

要處置 主擔任復員課 局長、局附、課長、復員、留業、復相 制限

沖繩との通信に關する件

一 沖繩軍政下に在る官公署から直接に復員官署世話課に公文を以て通信するのは誤りであるから其都度連合軍司令部に報告すること
 二 沖繩在住の個人から復員官署、世話課に安否照會の手紙が來ることがあればかつて連絡した朝鮮臺灣在住家族に對する安否回答と同様の手續きにより連合軍司令部に依頼すること